

大津湖南都市計画高度利用地区の変更（草津市決定）（案）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区	約 0.9ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 ㎡以上	草津駅前A地区
	約 0.7ha	60/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 ㎡以上	渋川一丁目2番地区
	約 0.7ha	45/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 ㎡以上	大路中央地区
	約 0.7ha	60/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 ㎡以上	北中西・栄町地区
ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。						
合 計	約 3.0ha					

「位置及び区域は計画図表示のとおり。」

（理由）高度利用地区については、駅前に相応しい土地の高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的として、本市の玄関口であり商業の中心として発展している JR 草津駅東地域周辺を対象区域として決定している。
今回、建築基準法の一部を改正する法律が施行され、引用している条文が変更されたことから、これに対応するため大津湖南都市計画高度利用地区の変更を行うものである。

高度利用地区 総括図



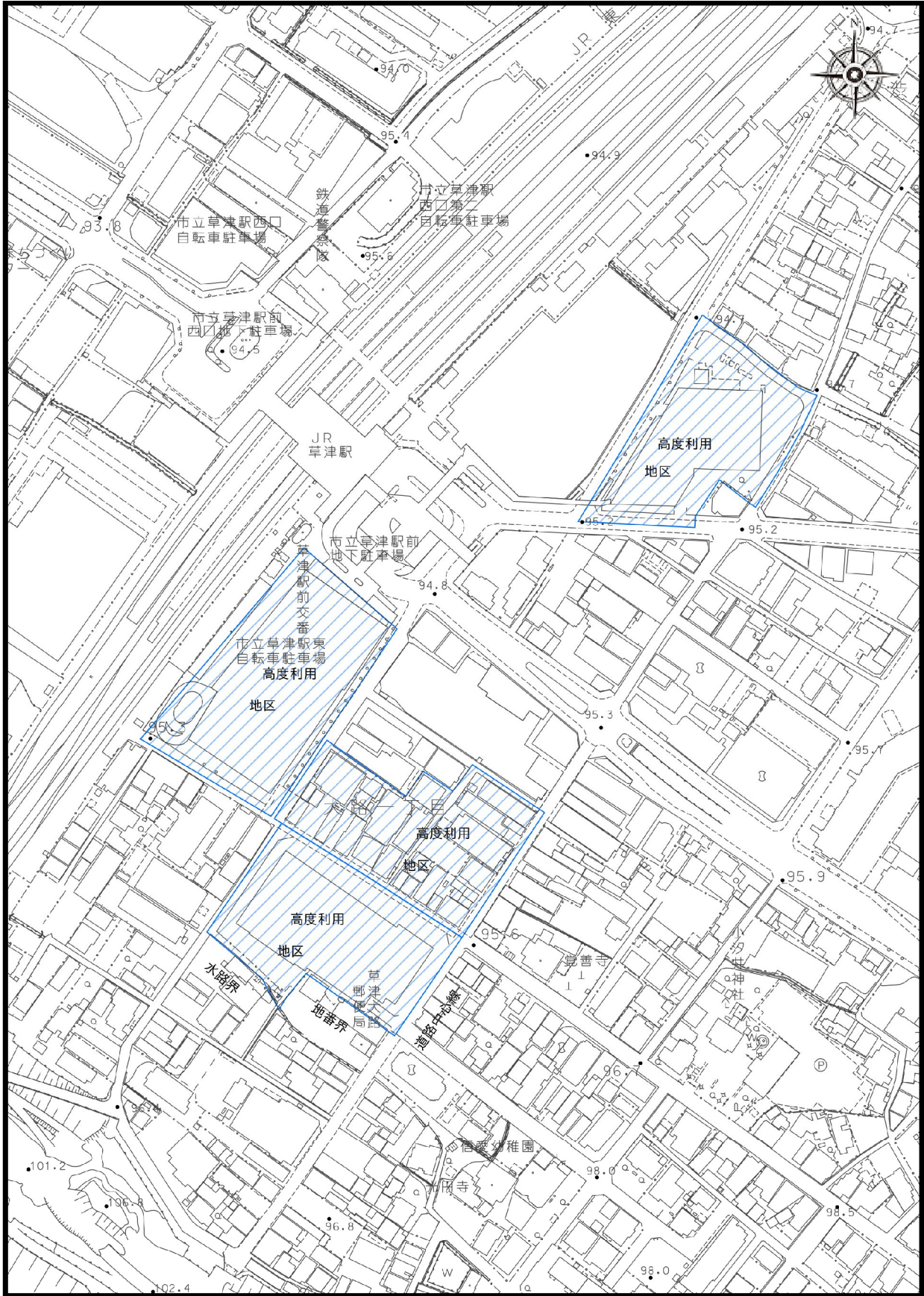
高度利用地区の変更 [計約 3.0ha]

凡 例			
---	行政区域界		
—	市街化区域界		
—	用途地域界		
用途地域	容積率	高さ	備考
	60/40	1.5m	10m
	80/50	1.0m	10m
	80/50	1.5m	10m
	100/60	1.0m	10m
	200/60	—	—
	200/60	—	—
	200/60	—	—
	200/60	—	—
	200/80	—	—
	300/80	—	—
	300/80	—	—
	400/80	—	—
	500/80	—	—
	600/80	—	—
	200/60	—	—
	300/60	—	—
	200/60	—	—
	200/60	—	—

S=1 : 10,000

0 500m

高度利用地区 計画図



S = 1 : 2,500



凡 例	
	高度利用地区